

議案第6号

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法が公布されたことに伴い、新たに実費弁償を支給する者を加えるとともに、支給根拠とする法令等及び対象者を整備するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び北名古屋市行政手続条例（平成18年北名古屋市条例第10号）の規定による実費弁償について」を「、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項その他法律及び条例に基づき、市の機関の求めにより出頭し、若しくは出席した証人、関係人、公聴会に参加した者等に支給する実費弁償に関し必要な事項を」に改める。

第2条中第8号を第11号とし、同条に次の2号を加える。

(12) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により審理員若しくは審査庁又は北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第 号）第8条の規定により北名古屋市行政不服審査会の求めに応じ出頭し、若しくは出席した参考人若しくは鑑定人

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市長その他の執行機関又はこれらの附属機関の求めにより出頭し、若しくは出席し、又は公聴会等に参加した者

第2条第7号中「(平成5年法律第88号)」を削り、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）第8条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会の求めにより出席した者

第2条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により、公平委員会の求めにより出頭した証人

(8) 行政手続法（平成5年法律第88号）第10条又は北名古屋市行政手続条例（平成18年北名古屋市条例第10号）第10条の規定により、行政庁が開催する公聴会に当該行政庁の求めにより参加した者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。